

地方銀行における税効果会計と報告利益管理

中 桐 徹

目 次

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. はじめに | 4. リサーチデザイン、サンプル及び実証結果 |
| 2. 税効果会計制度の概要 | 5. 報告利益管理に関する追加的な実証研究 |
| 3. 先行研究のレビューと仮説の導出 | 6. まとめ |

本稿では、地方銀行が繰延税金資産の回収不能分に相当する評価性引当額を、報告利益管理として利用しているかについて検証した。その結果、前期末決算短信で開示された次期予想を目標とした裁量行使が確認された。また、将来の繰延税金資産回収可能性に最も悲観的もしくは当期利益水準が低位のグループの方が報告利益管理の誘因が高いと考えたが、むしろ楽観的もしくは中上位グループで評価性引当額が裁量的に計上されていることが分かった。

1. はじめに

本稿では、地方銀行が税効果会計において繰延税金資産の回収不能分に相当する評価性引当額を報告利益管理（earnings management）として利用しているかについて実証研究を行う。

わが国では一部の早期適用を除き、1999年4月1日以降開始する事業年度から税効果会計の適用が開始された。税効果会計において計上される繰延税金資産は将来の法人税等の前払額に相当するため、その回収可能性の判断が極めて重要となる。しかしその判断に際しては将来事象の予測や

見積もりに依存することになるので、その客観性を判断することが困難な場合が多い。すなわち、経営者の裁量が働く余地が存在する。

地方銀行を含む金融機関は、当局等の各種規制下に置かれているため、報告利益管理を行う余地は一般事業会社より少ないと考えられる。ただ、貸出金の償却・引当や有価証券の減損等は有税で実施される部分が大きいため、将来の業績回復を見込むなどして繰延税金資産を計上することが可能である。税務上の繰越欠損金についても同様である。その場合に、繰延税金資産の回収可能性判断は見積もりであり判断が入るため、比較的容易



中桐 徹（なかぎり とおる）

新日本有限責任監査法人 金融部 パートナー 公認会計士。1994年慶應義塾大学経済学部卒業。東京国税局（国税専門官）を経て97年太田昭和監査法人（現・新日本有限責任監査法人）入所。2015年一橋大学大学院国際企業戦略研究科修士課程修了。